

宿泊費助成金

【対象者】「三木へきーまい！」助成金の条件に加え、過去にこの助成金の交付を受けておらず、下記要件のいずれかを満たすもの。

- ・ 県外から町内への移住検討を目的として町内宿泊施設を利用する移住希望者で、移住フェアや直接訪問等により地域活性課を通じた本町への移住検討又は相談を行ったことがある者
- ・ 町内でいちごを栽培する農家で、本町で就農することを目的とした就農体験のために、町内宿泊施設を利用する移住希望者

【対象宿泊施設】

- ・ 町内の宿泊施設。

【助成金額】

- ・ 1人あたり1泊 2,000円（子どもは3歳未満又は寝具を借りない場合を除く。）とし、1度の申請につき2泊を上限とする。ただし、就農体験で利用する場合は、7泊を上限とする。

【申請手続】

宿泊施設利用の前7日までに申請すること。

- ・ 申請書（様式第4号）
- ・ 申請者の身分証明書の写し

【補助金請求】

- ・ 助成金等請求書（様式第15号）
- ・ 宿泊証明書（領収書）の写し
- ・ 就農体験受入れ証明書（様式第8号）
- ・ その他町長が必要と認める書類

お問い合わせ先

香川県木田郡三木町大字氷上 310 番地 三木町役場 地域活性課 ふるさと係

TEL : 087-891-3320 / Fax : 087-898-1994 Mail : chikikassei@town.miki.lg.jp